

■ □ 介護保険からのお知らせ □ ■

◎介護保険料を決定しました

介護保険制度においては、介護サービス提供に係る計画や介護保険料の見直しを3年ごとに行うこととされており、平成30年度がその見直しの年となっています。

本町における平成30年度から平成32年度までの新たな介護保険料は、平成27年度から平成29年度までと変更なく、下表のとおりです。

なお、第1号被保険者の皆様各々に対する平成30年度介護保険料の決定通知は、平成30年7月を予定していますので、安定した介護保険事業の運営のため、納付について引き続きご理解とご協力をお願いします。

《平成30年度～平成32年度の介護保険料》

段階	対象者	割合	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で町民税世帯非課税 ・町民税世帯非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.42	29,100円
第2段階	世帯非課税 第1段階対象者以外で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	基準額 × 0.66	45,800円
第3段階	町民税 第1段階対象者以外で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額 × 0.76	52,700円
第4段階	町民税非課税 本人が町民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.97	67,300円
第5段階	町民税世帯 本人が町民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額 × 1.00	69,400円
第6段階	本町 合計所得金額が125万円未満の方	基準額 × 1.24	86,100円
第7段階	町民税 合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.39	96,500円
第8段階	町民税 合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 × 1.68	116,600円
第9段階	町民税 合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.82	126,400円
第10段階	町民税 合計所得金額が400万円以上の方	基準額 × 1.90	131,900円

※基準額は、「基準月額5,788円×12か月」です。

問合せ 高齢者福祉課 介護保険グループ ☎21-2119

～電動生ごみ処理機・簡易コンポスト購入助成について～

町では、ごみの減量化と堆肥化を目的に、家庭用電動生ごみ処理機および簡易コンポストを購入される方に対し、その費用の一部を助成します。購入を希望される方は、次のとおり申込み願います。

なお、助成個数には限りがありますので、予定数を超えた場合は抽選となります。申請しても必ず該当するとは限りませんのでご理解願います。

【助成手続き】

◎購入助成対象者

町内に居住している方。ただし、事業所等は除く。

◎助成金額

電動生ごみ処理機は1台あたり消費税を含めた額の2分の1（**限度額は4万円**）

簡易コンポストは1台3千円（価格6千円）の助成

◎申請手続き

町ホームページ、役場（環境対策課）、中央公民館、福祉センター本館の窓口に備え付けの申請書に住所、氏名を記入し押印のうえ各施設の窓口に申込みください。

◎申込期限 5月31日（木）

◎その他

- ①電話での申込みについては受付できません。
- ②申請の結果、該当となった方には、詳細について別途お知らせします。



▲ 電動生ごみ処理機



▲ 簡易コンポスト

問合せ 環境対策課 ☎21-2118